

令和5年度 相良村入湯税の使途状況について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に納めていただく税金です。
 その使途は、「環境衛生施設」「鉱泉源の保護管理施設」「消防施設等の整備」「観光の振興（施設整備を含む）」に要する費用に充てられます。
 相良村では、令和5年度に収入した入湯税を「観光の振興」に要する経費に充てています。

(単位：千円)

事業名	事業費	当該事業の財源内訳			
		入湯税	補助金	その他	一般財源
環境衛生施設の整備に要する経費	0	0	0	0	0
鉱泉源の保護管理施設に要する経費	0	0	0	0	0
消防施設等の整備に要する経費	6,793	0	283	3,600	2,910
観光の振興に要する経費	24,527	1,206	0	4,469	18,852
計	31,320	1,206	283	8,069	21,762